

「善通寺 高齢者と障がい（児）者等が

行方不明になったときのための SOS ネットワーク」設置要綱

（目的）

第1条 このネットワークは、善通寺市内に居住する行方不明になるおそれのある高齢者と障がい（児）者等（以下「本人」という。）が失見当識等によって行方不明になったときのための事前登録を促し、連絡網を整えることで本人の発見と保護に努めることを目的とする。

（名称）

第2条 このネットワークは、「善通寺 高齢者と障がい（児）者等が行方不明になったときのための SOS ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）という。

（構成団体等）

第3条 ネットワークを構成する団体等は、主旨に賛同する機関、団体、個人とする。

（参加方法）

第4条 ネットワークに参加しようとする者は、社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長に参加届出書（別紙様式1）を提出するものとする。

2 本人及びその家族のほか、常時本人を介護する者については、ネットワーク登録届出書（以下「事前登録届出書」という。）（別紙様式2）によって参加するものとする。ただし、事前登録届出書は3年ごと（18歳未満の者は、2年ごと）に更新するものとする。

（守秘義務）

第5条 ネットワークに参加する者（前条第1項に定める者。以下同じ。）は、ネットワークによって知り得た情報を、行方不明となった者の発見と保護の目的以外に使用してはならない。目的以外に使用し、前条第2項に掲げる者に損害を与えた場合は、賠償するものとする。

（ネットワークの活動）

第6条 ネットワークに参加する者は、以下の活動を行う。

- (1) 第4条第2項に定める者からの依頼に基づく、行方不明者の発見と保護への協力
- (2) ネットワーク連絡会への参加
- (3) ネットワーク研修会への参加
- (4) ネットワーク模擬訓練への参加

2 第4条第2項に定める者は、以下の活動を行う。

- (1) 出来る範囲での第1項に定める活動

（脱退）

第7条 ネットワークから脱退しようとするときは、本会会長に脱退届出書（別紙様式3）を提出するものとする。

（幹事会）

第8条 ネットワークに幹事会を置き、以下の団体等でこれを構成する。

- ア 善通寺在宅介護者の会

- イ グループホームクレパス、小規模多機能ホームくればす
- ウ 社会福祉法人希望の家
- エ 特定非営利活動法人子育てネットくすくす
- オ 社会福祉法人善通寺福祉会
- カ 善通寺市保健福祉部
- キ 本会（社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会）

2 幹事会は、以下の活動を行う。

- (1) ネットワーク運営についての会議
- (2) ネットワークに参加する者への研修
- (3) 本人及びその家族のほか、常時本人を介護する者のネットワーク登録の推進
- (4) 構成団体等の拡大
- (5) 模擬訓練の開催

(事務局)

第9条 ネットワークの事務局を本会事務局内に置く。

(その他)

第10条 その他、必要な事項は、本会会長が幹事会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月13日から施行する。